

おかざき健康マイレージ実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、おかざき健康マイレージ実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 健康おかざき21計画（第2次）の基本目標である「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の実現に向け、市民自らが健康づくりに取り組めるよう、企業・団体等との連携強化による健康づくりを支える社会環境の整備を推進する。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) おかざき健康マイレージ事業の推進に関すること。
- (2) おかざき健康マイレージ事業の趣旨に賛同する企業・団体等で構成する「おかざき健康づくり応援隊」組織に関すること。
- (3) その他、健康おかざき21計画が推進する市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 健康づくりの推進に資する活動を行う市民団体
- (2) 健康おかざき21計画推進協議会
- (3) 岡崎商工会議所
- (4) 岡崎市六ツ美商工会
- (5) 岡崎市ぬかた商工会
- (6) 岡崎市
- (7) その他必要と認める者

(役員)

第5条 委員会には次の役を置く。

- (1) 委員長1名
 - (2) 監事1名
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 監事は委員長が指名し、委員会が承認した者に定める。
- 4 役員任期は2年以内とする。ただし再任は妨げないものとする。

(職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 監事は、委員会の業務執行の状況及び会計事務を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 委員会の規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(委員長の専決処分)

第8条 委員長は、委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議で報告しなければならない。

(会計)

第9条 委員会の経費は、負担金、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、岡崎市保健部保健政策課に事務局を置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この規約は、平成27年7月15日から施行する。

2 この会に設立年度における会計年度は、第9条の規定に関わらず、委員会の設立の日からとする。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和元年7月31日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月18日から施行する。